

○竹富町ふるさと応援奨学金給付条例施行規則

平成28年12月14日教育委員会規則第4号

改正

令和6年2月21日教育委員会規則第3号

令和7年12月25日教育委員会規則第4号

竹富町ふるさと応援奨学金給付条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、竹富町ふるさと応援奨学金給付条例（平成28年竹富町条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(手続)

第2条 条例第7条に基づき、奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金給付申請書（様式第1号）
- (2) 自己PR調書（様式第2号）
- (3) 住民票謄本
- (4) 在学証明書
- (5) 義務履行確認申請書（様式第3号）
- (6) 所得証明書

(受付)

第3条 前条の受付期間は、毎年12月1日から1月31日までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、受付期間を変更することができる。

(奨学生選考委員会)

第4条 条例第9条の委員は、副町長、教育長、総務課長、財政課長、健康づくり課長、福祉支援課長、農林水産課長、まちづくり課長、教育委員会総務課長、教育委員会教育課長及び会計課長の職にある者を町長が任命する。

- 2 奨学生選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副町長、副委員長に教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代行する。

5 奨学生選考委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 奨学生選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(奨学生の決定)

第5条 町長は、前条の規定による奨学生選考委員会の審査の結果に基づき奨学生を決定する。

2 奨学生を決定したときは、本人又は保護者に対し奨学生決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(誓約書の提出)

第6条 奨学生に決定された者は、前条の通知を受けた日から14日以内に誓約書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 誓約書の提出が無い場合は、その決定は無効とする。

(奨学生の給付)

第7条 奨学生は、毎月10日に給付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

2 給付の決定以前の奨学生は、給付決定後の直近の給付日に併せて給付する。

3 奨学生の給付は、口座振り込み依頼書により、本人から申し出のあった金融機関の口座に振り込みするものとする。

(在学証明書等の提出)

第8条 奨学生は、毎年度毎に在学証明書を4月30日までに町長に提出しなければならない。

(卒業証明書の提出)

第9条 奨学生は、卒業後すみやかに卒業証明書を町長へ提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、様式第6号により直ちに届出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

(辞退届)

第11条 奨学生は、奨学生辞退届（様式第7号）により、奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の停止及び廃止)

第12条 町長は、奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学生の給付を停止する。

2 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学生選考委員会の意見を聴き、奨学生の給付を廃止する。

- (1) 疾病などのために生業の見込みがなくなったとき。
- (2) 性行が不良となったとき。
- (3) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (4) 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (5) その他条例第6条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学生の返還)

第13条 町長は、前条の規定に該当したとき、又は各号に該当したときは、既に給付した奨学生の返還を請求できるものとする。

- (1) 条例第5条に規定する就職期間を満たさなかった場合
- (2) 竹富町内若しくは竹富町役場に正規の最短修業期間から6年以内に就職しなかつた場合

2 奨学生は、町長の返還請求に基づき、全額一括返還しなければならない。ただし、特別な事情により町長が認めた場合は、分割返還することができる。

3 前項において、当該奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者又は扶養者若しくは保証人が本人に代わって奨学生を返還しなければならない。

- (1) 本人の住所などが不明のため、本人との連絡がとれないとき
- (2) 本人に督促を重ねても返還しないとき
- (3) 保護者又は扶養者若しくは保証人が、本人に代わって返還を申し出たとき

(奨学生の返還猶予)

第14条 奨学生の返還を求められた者が、やむを得ない事情により返還が困難となった場合には、奨学生返還猶予申請書（様式第8号）を町長に提出し、奨学生の返還猶予を

申し出ることができる。

2 町長は、奨学生であった者が、災害、傷病、障害その他真にやむを得ない事情により奨学金の返還が著しく困難となったときは、相当と認める期間、その返還を猶予することができる。

(奨学金の返還免除)

第15条 奨学金の返還を求められた者が、死亡又は精神若しくは身体の障害により、労働力を喪失し、又は労働能力に高度な制限を有することにより奨学金の返還が困難になったとき、次に掲げる書類を町長に提出し、返還未済額の全部又は一部の免除を申し出ることができる。

- (1) 奨学金返還免除申請書（様式第9号）
- (2) その事実及び程度を証明する医師の診断書
- (3) 返還することができなくなった事情を証明する書類（家庭状況書）（様式第10号）
- (4) 免除対象者の所得証明書
- (5) その他、町長が必要と認めた書類

2 町長は、返還免除を許可したときには、奨学金返還免除決定通知書（様式第11号）を申請者に通知するものとする。

(保証人の変更)

第16条 奨学金の給付を受けた者が、保証人を変更したときは遅滞無く保証人変更届（様式第12号）により町長に届け出なければならない。

(事務)

第17条 奨学金の給付に関する事務は、竹富町教育委員会において行う。

(奨学生原簿の整備)

第18条 竹富町教育委員会は、ふるさと応援奨学金の給付を明らかにするため、奨学生原簿（様式第13号）を備えなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月21日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和6年2月20日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

奨学金給付申請書

フリガナ		性別	生年月日	年度			
氏名		男・女	年月日				
本籍							
フリガナ							
現住所							
保護者	氏名	続柄	職業・勤務先名称				
	住所	沖縄県竹富町字番地					
連絡	自宅(携帯)電話(- - -)・勤務先電話()						
家族欄	(本人世帯を除く者)	氏名	続柄	年齢	職業・学校・学年	年間所得金額	備考
学校名	高等専門学校 :					大学	

奨学金の給付を受けたく保護者連署のうえ申請します。

なお、申請にあたり保護者の所得状況及び町税等の納付状況について、関係台帳により教育委員会が確認することを承諾します。また、世帯状況に変更が生じた場合もこれに承諾します。

令和 年 月 日

本人住所: 氏名:

保護者住所: 氏名:

竹富町長 殿

様式第2号（第2条関係）

様式第2号(第2条関係)

自己 P R 調書

出身学校名	
在 学 校 名	
氏 名	
生 年 月 日	

【自己PR】

備考：目指している資格や職業をもって、町内・町役場でどのようなことを行いたいか、貢献したいかについても明記ください。

様式第3号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

義務履行確認申請書

竹富町長 殿

使用目的	
対象年度	※特に指定がある場合記入

上記使用目的の添付書類として必要ですので、関係課における納付状況を確認願います。

また、竹富町への納入状況等を確認し、確認書を発行することに同意いたします。

令和 年 月 日

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

生年月日/設立年月日：昭和・平成・令和 年 月 日

電話番号

※携帯電話等、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

※申請者が法人の場合は、代表者氏名も記入してください。

委任状

私は、下記の者を代理人として次の事項を委任します。

1. 私の竹富町に対する義務履行確認書の交付申請及び受領すること
2. 義務履行に係る確認事項について、納入状況の告知を受けること

代理人 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

※携帯電話等、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

本人確認書類

免許証 資格確認書 離島住民割引カード 在留カード

マイナンバーカード その他（ ）

様式第4号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

奨学生決定通知書

決定番号 年度 第 号

学校名

住所

氏名

あなたを平成 年度 竹富町ふるさと応援奨学生として決定し、下記のとおり奨学金を給付します。

年 月 日

竹富町長

㊞

記

期間	平成 年度 から 平成 年度 まで (年間)
金額	月額 50,000円

（注意事項）

- 1 この通知を受けたときは、14日以内に同封の「誓約書」を提出すること。
「誓約書」の提出が無い場合は、採用が無効となります。
- 2 この通知は、大切に保管してください。

様式第5号（第6条関係）

様式第5号(第6条関係)

誓 約 書

私は、竹富町ふるさと応援奨学生として奨学金の給付を受けることについて、竹富町ふるさと応援奨学金給付基金条例及び同条例施行規則の条項を守り、奨学生としての本分を尽くします。

また、奨学金の返還を求められた場合は誠実に返還の義務を履行することを確約いたします。

上記のとおり、保護者、保証人と連署して誓約いたします。

年 月 日

学校名

部(科) 第 学年

決定番号 平成 年度 第 号

本人 住 所

氏 名 ㊞

保護者 住 所

氏 名 実印

保証人 住 所

氏 名 実印

竹富町長 殿

※印鑑証明書を添付する

様式第6号(第9条関係)

様式第6号(第9条関係)

休学・復学・停学・転学・退学届

年 月 日

竹富町長

殿

学校名

部(科) 第 学年

決定番号 平成 年度 第 号

本人 住 所

氏 名 (印)

保護者 住 所

氏 名 (印)

次のとおり休学・復学・停学・転学・退学しましたので、お届けします。

事実の生じた期日	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
事実が生じた理由	
奨学金最終受領月	平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校長名

(印)

(注意事項)

- 1 休学・復学・停学・転学・退学のうち該当する箇所を○で囲む。
- 2 復学の場合、休止している奨学金の復活を希望するときは、「希望の有・無」、「希望交付年」、「希望する理由」を別紙(様式自由)に明記のうえ提出すること。
- 3 転学の場合、「転学校名」と奨学金の「継続の有・無」、「継続を希望する理由」を別紙(様式自由)に明記のうえ提出すること。

様式第7号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

奨学金辞退届

年 月 日

竹富町長

殿

学校名

部（科）第 学年

決定番号 平成 年度 第 号

本人 住 所

氏 名 ㊞

保護者 住 所

氏 名 ㊞

保証人 住 所

氏 名 ㊞

下記のとおり奨学金の給付を辞退したいので、竹富町ふるさと応援奨学基金条例施行規則第10条の規定により届出します。

記

1 辞退する期間

年度 から

2 理由

様式第8号（第13条関係）

様式第8号(第13条関係)

獎 學 金 返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

竹富町長 殿

殷

学校名：

部(科) 第 学年

決定番号 平成 年度 第 号

本人住所
(相続人)

氏名 印

下記のとおり奨学金返還猶予を受けたいので申請いたします。

記

1. 給付金額 円
2. 返還済額 円
3. 返還残額 円
4. 返還猶予期間 年 月分 から 年 月分まで
5. 猶予の理由

様式第9号（第14条関係）

様式第9号（第14条関係）

奨学金返還免除申請書

年 月 日

竹富町長 殿

本人 フリガナ
(相続人) 氏名
〒
住所
電話

保証人 フリガナ
氏名
〒
住所
電話

下記のとおり奨学金の返還を免除していただきたいので、別紙証明書類を添えてお願ひいたします。

フリガナ

1 奨学生氏名

決定番号: 出身学校名:

2 返還必要金額 円

3 免除希望金額 円

4 免除申請の理由

5 障害者認定年月日 年 月 日

添付書類

1. 死亡の場合（本人の死亡を証する戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な證明）
2. 心身障害の場合（心身障害の事実及び程度を証する医師の診断書）
3. 奨学金を返還することができなくなった事情を証する書類（家庭状況書）

様式第10号（第14条関係）

様式第10号（第14条関係）

返還することができなくなった事情を証する書類（家族状況書）

年 月 日

竹富町長

殿

決定番号

本人 氏名

印

保護者（相続人） 氏名

印

保証人 氏名

実印

下記のとおり相違ありません。

1 本人の状況

- (1)返還することができなくなった事情
- (2)家族構成
- (3)資産の状況
- (4)生活状況

2 保護者の状況

- (1)資産の状況
- (2)生活の状況

3 保証人の状況

- (1)資産の状況
- (2)生活の状況

※ 1(3)及び2(1)、3(1)の資産の状況については、所得証明及び資産証明を添付してください。

1(4)及び2(2)、3(2)の生活状況については、民生員等（区長・公民館長を含む。）の証明書を添付してください。

様式第11号（第14条関係）

様式第11号(第14条関係)

決定番号：

氏 名：

獎 學 金 返 還 免 除 決 定 通 知 書

年 月 日で申請のあった竹富町ふるさと応援奨学金の返還免除申請については、竹富町ふるさと応援奨学金給付条例施行規則(平成28年竹富町教育委員会規則第4号)第14条第2項の規定により、やむを得ない事情があるものと認め、次のとおり返還金を免除します。

年 月 日

竹富町長

印

- | | |
|-------|---|
| 1 紹介文 | 円 |
| 2 申込文 | 円 |
| 3 申込文 | 円 |
| 4 申込文 | 円 |
| 5 申込文 | 円 |
| 6 申込文 | 円 |

様式第12号(第15条関係)

様式第12号(第15条関係)

保証人変更届

年 月 日

竹富町長

殿

学校名

部(科) 第 学年

決定番号 平成 年度 第 号

本人 住 所

氏 名 (印)

保護者 住 所

氏 名 實印

保証人 住 所

氏 名 實印

下記のとおり保証人を変更したいので、竹富町ふるさと応援奨学金給付基金条例施行規則第15条の規定により届出します。

記

1 保証人

氏 名

生年月日

現住所

職 業

2 旧保証人

氏 名

住 所

3 変更の理由

※印鑑証明書を添付する

様式第13号(第17条関係)

様式第13号(第17条関係)

奨学生原簿

決定番号	第号	決定年度	年月日	
本人	ふりがな	性別	生年月日	
	氏名	男・女	年月日生	
	本籍			
	現住所			
	在籍	大学 学部	学科	
	学校	学校		
	入学	年月	卒業予定	年月
所在地				
保護者	ふりがな	性別	生年月日	
	氏名	男・女	年月日生	
	本籍	職業 (勤務先)		
	現住所	電話		
保証人	ふりがな	性別	生年月日	
	氏名	男・女	年月日生	
	本籍	職業 (勤務先)		
	現住所	電話		
備考				